

八十里越交流拠点エリア整備事業

基本設計及び実施設計業務

公募型プロポーザル方式による受託者選定手続実施要項

令和8年7月

三条市

八十里越交流拠点エリア整備事業基本設計及び実施設計業務
公募型プロポーザル方式による受託者選定手続実施要項

1 目的

本実施要項は、八十里越交流拠点エリアの施設設計者を公募型プロポーザル方式により選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

八十里越交流拠点エリア整備事業基本設計及び実施設計業務

(2) 業務内容

八十里越交流拠点エリア整備事業に係る基本設計及び実施設計

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

(4) 業務の担当部署

三条市経済部 営業戦略室 観光係

〒955-8686 新潟県三条市旭町二丁目3番1号

電話 0256-34-5605（直通）

FAX 0256-36-5111

電子メールアドレス eigyo@city.sanjo.niigata.jp

三条市ホームページ <https://www.city.sanjo.niigata.jp/>

(5) 本設計業務の予定事業費

22,400 千円（消費税含む。）以内とする。

3 事業概要

基本設計及び実施設計の対象となる事業の概要は、別紙1「八十里越交流拠点エリア整備事業 事業概要」による。

4 参加資格要件

本受託者選定手続に係る参加表明書及び技術提案書を提出できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

また、本受託者選定手続に係る参加表明書及び技術提案書の提出者で契約締結までの間に参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とす

る。

- (1) 令和 7・8 年度三条市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に一級建築設計で登録されている者であること。なお、入札参加資格者名簿に登録がない者が、本受託者選定手続に係る参加を希望する場合は、令和 8 年 8 月 10 日（月）までに入札参加資格審査申請を行うこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に該当しない者であること。
- (6) 三条市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 17 年 5 月 1 日制定）による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (7) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (8) 管理技術者に、一級建築士を配置できる者であること。
- (9) 本業務の管理技術者及び主任担当技術者（総合）として、参加予定設計事務所に所属しており、本業務の公告日現在において 3 か月以上の雇用関係にある者を配置できる者であること。
- (10) 管理技術者及び様式 2 において記載を求める各主任担当技術者を、仕様書 6～7 ページのオ（ア）及び（イ）のとおり配置できる者であること。
- (11) 主たる業務分野（総合分野、電気設備分野及び機械設備分野）を再委託しないこと。ただし、専門分野（管理技術者及び主任担当技術者（総合）を除く。）について、協力事務所（(2)から(7)まで及び(12)に掲げる要件を全て満たす者に限る。）を加えることができる。
- (12) 参加予定設計事務所及び協力事務所が他の参加設計事務所の協力事務所になっていないこと。

- (13) 三条市内に本社又は本店を有する者以外の者にあつては、受託予定者として選定された場合、契約締結までに、三条市内に本社又は本店を有する一級建築設計事務所（入札参加資格者名簿に一級建築設計で登録されている者に限る。）一者以上と特定共同企業体を結成できる者であること。

なお、受託予定者として選定された後、特定共同企業体協定書（任意書式）、特定共同企業体用委任状及び暴力団排除に関する誓約書を契約締結までに提出すること。

- (14) (13)による、特定共同企業体の結成に際しては、当該特定共同企業体及びその構成員が次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 特定共同企業体の構成員が、指名停止を受けていない者であること。

イ 特定共同企業体の存続期間が、本件業務の契約の履行後6か月を経過するまでとしていること。

ウ 特定共同企業体、構成員又は構成員の役員等（構成員の支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。）が、三条市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員である者若しくはこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していない者であること。

- (15) 本件業務に参加する他者との間において、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 資本関係

（ア）親会社と子会社の関係にある場合（親会社及び子会社の定義は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号の規定による。以下同じ。）

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が会社更生又は民事再生手続中の会社の管財人を兼ねている場合

ウ その他

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

5 参加表明書及び技術提案書等の作成及び記載上の留意事項

- (1) 参加表明書を提出した者は、この要項の記載内容に同意したものとみな

す。

- (2) 技術提案書の提出は、一者一提案のみとする。
- (3) 本受託者選定手続の目的は、優れた提案ができる設計者を選定することであり、提案者は、本業務に当たっての考え方を技術提案書に文書で効果的かつ簡素・明瞭に表現すること。
- (4) 質問書を除く提出書類については、電送及び電子媒体による提出は受け付けない。
- (5) 提出書類の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (6) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった場合は、技術提案書を提出することができない。

6 審査方法及び審査項目

本受託者選定手続は、公募型プロポーザル方式とし、二段階審査方式で実施する。

本受託者選定手続の審査項目は次に掲げるものとし、八十里越交流拠点エリア整備事業基本設計及び実施設計業務受託者選定委員会が審査し、選定する。

(1) 第一段階審査

参加表明書による。

参加表明書に基づき審査を行い、第二段階審査対象者を5者程度選定する。

ア 委託業務の履行能力

技術者数及び有資格者数等から判断される組織力

イ 設計事務所の実績

(ア)同種の設計・監理業務実績

(イ)類似の設計・監理業務実績

ウ 設計担当チームの能力

業務の経験及び担当した業務の実績

エ 技術提案書提出者を選定するための基準等

別紙2「参加表明書提出者評価基準」のとおり

(2) 第二段階審査

技術提案書による。

第一段階審査で選定された参加者に対して行う。

新たに技術提案書の提出を求め、提案内容に関する審査及びプレゼンテーションを実施し、八十里越交流拠点エリア整備事業の設計に最適な受託予定者及び次順位の者を選定する。

ア 設計担当チームの能力及び意欲

提案内容の的確性、独創性及び実現性

イ 技術提案書を特定するための評価基準等

別紙3「技術提案書評価基準」のとおり

7 参加表明書及び技術提案書の作成様式

参加表明書及び技術提案書については、別紙「参加表明書作成要領」及び「技術提案書作成要領」に基づき作成すること。

8 技術提案書の内容

次の内容について提案すること。

(1) 業務実施方針（実施方針、取組体制、特に重視する設計上の配慮等）

(2) 特定テーマ

ア 国道289号八十里越区間の開通により新潟県の新たな玄関口となる当該施設の今回の整備のコンセプトについて

イ アのコンセプトを実現する具体的な方策について

ウ イの方策を効果的に実践するための別紙1「八十里越交流拠点エリア整備事業 事業概要」を踏まえた配置とデザインについて

エ 環境負荷の低減及びランニングコストの縮減について

9 プレゼンテーションの実施

第二段階審査では、プレゼンテーションを実施する。

(1) 期日

令和8年10月9日(金)

プレゼンテーションの詳細な日程、場所は、選定後、別途通知する。

(2) 実施方法

ア 時間は1者(社)当たり50分以内とする。(準備・提案30分、質疑・片付け20分)

イ 出席者は2人以内とし、技術提案書の提出者以外の入室を認めない。な

お、主たる説明・質疑応答は、本設計の主担当者が行うこと。ただし、質疑応答に関してはその限りではない。

ウ 提出された技術提案書に記載された内容の説明をプロジェクター等を使用して行うことができる。ただし、技術提案書に記載のない説明用資料を使用することはできない。なお、パソコン等を使用する場合は、プロジェクター、スクリーンは市で用意するが、パソコン等の機器は提案者の持込みとする。提案者側が機器の持込みを希望するときは、事前に申し出る

こと。
エ プレゼンテーションは非公開とする。

10 手続等

(1) 第一段階審査

ア 参加表明書の提出

提出先 三条市総務部 財務課 統計・契約係

住所 〒955-8686 新潟県三条市旭町二丁目3番1号

電話 0256-34-5527（直通）

FAX 0256-34-5691

提出期限 令和8年8月24日（月）午後4時まで

提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。ただし、郵送の場合は提出期限必着とする。

イ 参加表明書に関する質問の受付

受付方法 電子メールでのみ受け付ける。

（書式は別紙様式10により、メールに添付すること）

文書は日本語で記述し、会社、部署、氏名、電話、FAX番号及び電子メールアドレスを併記する。

電子メールの件名 「八十里越交流拠点エリア整備事業設計プロポーザル質問（会社名）」とすること。

受付電子メールアドレス zaimu@city.sanjo.niigata.jp

受付期間 令和8年8月10日（月）午後3時まで

※電子メール送信後、提出先に電話で確認すること。

質問の回答 令和8年8月18日（火）以降、三条市ホームページ上（プロポーザル及び参加表明書に関する質問・回答）で回答する。

ウ 第一段階審査結果の通知

第一段階の審査の結果は、令和８年９月１日（火）以降に参加表明書の提出者全員に書面により通知する。

(2) 第二段階審査（第一段階審査で選定された参加者のみ）

ア 技術提案書の提出

提出場所 上記(1)アの提出先と同じ

提出期限 令和８年10月２日（金）午後４時まで

提出方法 上記(1)アの提出方法と同じ

イ 技術提案書に関する質問の受付

受付方法 上記(1)イの受付方法と同じ

電子メールの件名 上記(1)イの受付方法と同じ

受付電子メールアドレス 上記(1)イの受付電子メールアドレスと同じ

受付期間 令和８年９月11日（金）午後３時まで

※電子メール送信後、提出先に電話で確認すること。

質問の回答 令和８年９月18日（金）以降、三条市ホームページ上で回答する。

ウ 第二段階審査結果の通知

第二段階の審査の結果は、令和８年10月13日（火）以降に技術提案書の提出者全員に書面により通知する。

11 受託予定者の特例

受託予定者が契約締結までの間に受託者選定手続への参加資格要件を満たさなくなった場合には、技術提案書を特定するための評価基準及び評価方法に基づく評価結果により、次順位の者を新たな受託予定者として手続を行うことができるものとする。

12 参加報酬

技術提案書の提出者として選定された者（技術提案書の特定者及び失格者を除く。）には、参加報酬（１者当たり 10 万円）を支払うものとする。

13 プロポーザルの日程

令和８年８月24日（月） 参加表明書の提出期限

令和８年９月１日（火） 第一段階審査結果の通知

令和８年10月２日（金） 技術提案書の提出期限

令和 8 年10月 9 日（金） プレゼンテーションの実施
 令和 8 年10月13日（火） 第二段階審査結果の通知
 令和 8 年10月中旬 審査結果の公表・契約締結

14 提出書類

No.	名称	様式	提出部数
1	参加表明書	様式 1	正本（押印） 1 部 副本 17 部
2	特定共同企業体結成に関する誓約書	様式 1－2	正本 1 部
3	参加表明書受領書	様式 1－3	
4	設計事務所の概要	様式 2	
5	管理技術者の経歴等	様式 3	正本 1 部 副本 17 部
6	各主任担当技術者の経歴等	様式 4	
7	新潟県内における公共建築物業務実績	様式 5	
8	協力事務所の名称等	様式 6	
9	技術提案書提出書	様式 7	
10	技術提案書（業務実施方針）	様式 8	
11	技術提案書（特定テーマ）	様式 9	
12	質問書	様式 10	電子メール
13	委任状	様式 11 又は 様式 11－2	正本 1 部
14	暴力団等の排除に関する誓約書	様式 12	正本 1 部

※No. 1～8 は、令和 8 年 8 月 24 日（月）までに提出すること

※No. 9～11 は、令和 8 年 10 月 2 日（金）までに提出すること

※No.13、14 は、「4 参加資格要件」(13)による場合、契約締結までに提出すること

15 その他

(1) 実施要項及び関連情報の公開

三条市ホームページ

<https://www.city.sanjo.niigata.jp/>

(2) 設計図面等の閲覧

閲覧場所 三条市経済部 営業戦略室 観光係

閲覧期間 令和8年7月31日（金）から10月2日（金）まで

(3) 無効となる参加表明書又は技術提案書

参加表明書又は技術提案書が次の条件の一つに該当する場合には無効となることがあるとともに指名停止を行うことがある。なお、無効となったときは、その時点で当該参加者を失格とする。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に記された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

カ 虚偽の内容が記載されているもの

キ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの

(4) 工事の受注資格の喪失

本件業務を受託した設計事務所等（協力を受ける他の設計事務所等を含む。）が製造業及び建設業と資本及び人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

(5) 提出に伴う費用

参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に伴う費用の全ては、参加表明書提出者及び技術提案書提出者の負担とする。

(6) 提出期限以降の差替え及び再提出

提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡及び退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。

(7) 提案者の公表

参加表明書及び技術提案書の提出者として選定若しくは特定された者は、公表できるものとする。

(8) 参加表明書及び技術提案書の使用

提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の選定及び技術提案書の特定以外に無断で使用しない。ただし、選定を行う作業に必要な範囲において、複製することができるものとし、特定された技術提案書を三条市ホームページにおいて掲載できるものとする。

(9) 参加表明書及び技術提案書の返却

提出された参加表明書及び技術提案書は、返却しない。

(10) 受領資料の公表等

技術提案書の作成のために三条市より受領した資料は、三条市の許可なく公表及び使用することはできない。

(11) 通信事故の責任

電子メール等の通信事故については、三条市はいかなる責任を負わない。

(12) この要項に定めるもののほか、必要な事項については、業務受託者選定委員会が別に定める。